

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	中国残留邦人生活支援給付金	事業開始年度	平成20年度	作成責任者		
担当部局庁	社会・援護局	担当課室	援護企画課中国孤児等対策室	中国孤児等対策室長 齋藤 恭一		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条関係及び法附則第4条関係	関係する計画、通知等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について(平成20年3月31日付け社援発第0331008号厚生労働省社会・援護局長通知)等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	中国残留邦人等の特別な事情に配慮し、老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老後の生活を安定させるために、公的年制度による対応を補完する制度。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	満額の老齢基礎年金等の支給対象となる中国残留邦人等とその配偶者に対し、世帯の収入が一定の基準に満たない者について、支援給付を支給する。 支援給付は、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付などの各種支援給付を実施する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4)					
実施状況	支援給付の実施機関 505か所(平成21年3月末) 被支援世帯数 4,623世帯。被支援実人員 7,274人。(平成21年3月現在)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)		8,633	8,621	8,749	8,999
	執行額		7,897	8,621		
	執行率		91.5%	100.0%		
	総事業費(執行ベース)		10,530	11,862		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	毎年度、都道府県から提出される決算報告書等により、支出実績及び事業実施内容等を把握している。				
	見直しの余地	特になし				
予算監視の所見率化	本経費は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき、中国残留邦人等に対し、国が一定の給付を行い、中国残留邦人等の老後の生活を安定を図るための給付費であり、引き続き必要な予算規模を維持すべき。					
補記	<p>【事業の必要性】 中国残留邦人等は、中国等に長期間残留を余儀なくされたことから、日本語が不自由で、また、生活習慣も異なるため、安定した職を得て貯蓄することもできず、地域から孤立し、老後に不安を抱いているため、老後生活の経済的安定を図るとともに、安心した生活が送れるよう支援する必要がある。</p> <p>【事業の沿革】 平成19年1月の総理指示に基づき、有識者会議の提言や当時の与党(自民党、公明党)PTの決定を踏まえ、与野党合意の議員立法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号))により、平成20年4月から新たな支援策を実施。</p>					

厚生労働省 8,621百万円

〔 生活支援給付金 〕



【生活保護費等国庫負担金】

A 都道府県等 8,621百万円

(内訳)上位10者

東京都	3,242百万円
横浜市	670百万円
大阪市	535百万円
大阪府	450百万円
埼玉県	400百万円
名古屋市	362百万円
堺市	334百万円
札幌市	310百万円
京都市	305百万円
長野県	302百万円

生活支援給付、住宅支援給付、
医療支援給付、介護支援給付、
出産支援給付、生業支援給付、
葬祭支援給付

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

